

岐路に立つ障害者GH

不安が残る「新類型」

障害者の暮らすグループホーム（GH）が岐路に立っている。厚生労働省は昨秋、1人暮らしに移りたい人を集中的に支える新しい類型を創設する案を表明したが、関係団体からは懸念が続出。引き続き検討し、今年夏に結論を出すことになった。この議論の背景にはどのような現実があるのか、探つてみた。

（福田敏克）

突然の閉鎖通告

昨年8月末。司法書士の加藤裕子さんは都内のGHからかかってきた電話にあ然とした。「世話人が引退するが、後任が見つからない。11月末で閉鎖する」。そのGHには加藤さんが保佐人を務める高橋静子さん（75）が暮らす。

知的障害のある高橋

さん。GHに入る前から40年間、作業所に通い続けてきた。「次の住まいからも同じ作業所に通いたい」と願うが、通える範囲内にGHは見つからない。

心身の機能も低下し、要介護度は特養に入れるレベルの「3」。

「事業者は30日の予

算、10月中旬、高橋さ

が暮らす。

さんは介護保険の小規模多機能型居宅介護事業所に引っ越しした。宿泊機能を持つこの事業所に住み、作業所には引き続き通う。介護保険のデイサービスも週1回利用。生活は安定したが、加藤さんは釈然としない。

「GHや単身者向けの物件が多い東京でも、高橋さんのように肩間の活動場所を優先

する」と選択肢は少な

題ないが、これを当たり前にしたまま新しい類型のGHができる大丈夫だろうか」

出口の選択肢わずか

加藤さんが懸念するのは、厚労省が提案した新類型のGHのこと。入居期限を設け、1人暮らしなどへの移行を集中的に支える。社会福祉士など専門職が配置し、退去後の生活も見守るというものが、最も耐えられるか」という問題がある。

事業の継続性も危うい。東京では「通過型」を含むGHの定員総数が増える一方で、GHの廃止も増加。20年度

い。有期限で障害者を受け入れた事業者が行き詰まり、急に閉鎖する例が増えるのでは?

新類型は強制でない

厚労省は新類型に入所するかどうかは本人の希望次第で、既存のGHが新類型に移るのも強制ではなく自由だと説明。懸念を払しょくしようと躍起だ。

それでも審議会では「入所者の入れ替わりが多いと、安定して経営するのが難しい」

に廃止となつたGHの事業所数は19年度の2倍だ。新規開設のGHが廃止分を上回る構図が見て取れる。

進む「重度化シフト」

GHで暮らす障害者の数は21年2月現在、14万2000人。この数は障害者支援施設のうち、区分4以上の重度者が入所者の4割を占める。

「過去後、生活がうまくいかなくなつた時のこと」が不安だ」といつた声が上がつた。

「年齢の高い人も増えた。逆に、「若くて障害の軽い人はGHから1人暮らしへ」という思惑も見える。

また、「入居期限が決まつていると先が見通せる。精神科病院から退院する際の敷居が低くてよい」という積極的な意見もある。長



デイサービスで運動会に参加する高橋さん(中央)

期入院の解消策として、お試し感覚で住めるGHがほしいというニーズだ。

新類型の目的が不明

この2点を踏まえても、「なぜ既存のGHに報酬やスタッフを上乗せするのではダメなのか?」「どのGHに住んでも、希望した人が1人暮らしへの移行を支援してもらえるようすべきだ」といった意見が審議会では上がつた。

全国精神障害者地域生活支援協議会(東京)の戸高洋充代表は本紙の取材に「新類型創設の目的が不明瞭だ。本来、GHは生活の場であり、1人暮らしへの『訓練』を持ち込むのはなじまない。原点に立ち返つてGHの今後の在り方を議論するべき」としている。